

1. デルタ株による感染急拡大をふまえた市内保育施設の感染対策について
2. 農産物直売所から見る地産地消と園芸振興について
3. 性暴力から子どもを守る
4. 養育費の確保支援の取り組みについて

1. デルタ株による感染急拡大をふまえた市内保育施設の感染対策について

2か月にわたる学校一斉休校の時も、特別警報で公的な施設が閉まっても、保育園は開園し働く親を支え続けました。保育従事者の皆さんは常に緊張感を持って感染対策にあたられてきたことと思います。

8月以降、市内保育施設で感染者が拡大し今までにない状況となっています。クラスターが起きた園の子どもたちの殆どは濃厚接触者となり、自宅待機2週間となっています。たとえ陰性でも他の園での一次預かり、病児・病後児保育、ファミポ等の利用も、外に出ることもできず、働く親にとって危機的な現状です。感染を最小限にとどめ、保護者の負担を軽減するためにも市長の積極的な感染対策への決意をお聞きしたいと思います。

まずは8月以降の第5波デルタ株の特徴と感染状況について見解を伺います。

(1) 8月以降の第5波デルタ株の特徴と感染状況について市長の見解を伺う

■市長

石附幸子議員の質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、保育施設は働く保護者にとってライフラインであることから、子どもが感染したり濃厚接触者になることで、保護者が長期間自宅待機とならないよう、感染対策を進めることが非常に重要と認識しています。市内保育施設における感染状況については、令和元年度から今年7月までの間、園児・職員合わせて36名の感染が確認されました。8月以降はデルタ株の影響により急拡大し、9月14

日までの約1か月半の間で63名の感染が確認され、多くは家庭内での接触によるものでしたが、中には施設内で複数の園児に感染した事例もあることから、これまで以上に感染を最小限に抑える対策が必要と考えています。

本市は独自の基準として、6月下旬から子どもに接する職種の方が優先接種対象者となりました。感染を最小限にとどめるために、アとして 保育従事者へのワクチン接種の状況についてお聞きします。

(2) 感染を最小限のとどめるために

ア 保育従事者へのワクチン接種の状況について

■市長

市立保育園・こども園における9月13日時点の2回接種率は80パーセント、1回接種や接種予定を含めると94パーセントであり、私立保育施設においても同程度の接種状況と思われることから、市内の保育従事者へのワクチン接種は概ね順調に進んでいるものと考えています。

保育は濃厚接触を基本とします。しかし、2歳未満は呼吸や心臓への負担からマスクは使用せず、年中・年長児もマスクを上手につけることは難しいです。8月からの感染経路は最初おとなから感染したものであっても、園内で子どもから子どもへの伝播となり、クラスで数人が陽性となっています。子ども同士の感染を防ぐためには、これまでにも増した換気と密を避ける保育内容の工夫が必要となってくると思います。一方、やはり感染対策の最重要ポイントは、まずおとなが感染を持ち込まないこと、次は、感染者が出ても他の職員が濃厚接触者にならないことです。濃厚接触者にならない限り、その方々は仕事が継続でき、休園しなくてもいいからです。そこで、デルタ株での感染対策と濃厚接触者をうまない取り組みについてお聞きします。

イ デルタ株での感染対策と濃厚接触者をうまない取り組みについて

■こども未来部長

議員ご指摘のとおり、保育施設においては子ども同士、また、子どもと職員との密な接触が避けられないことから、ウイルスを保育施設に持ち込ませないことが重要と考えています。そのため、子どもや職員で発熱などの症状がある場合は、登園・出勤を避け、医療機関を受診することを改めて徹底するとともに、現在の感染状況を鑑み、今月から子どもと同居している家族で発熱などの症状がある場合は、登園を控えるよう協力をお願いしています。また、保育施設内の感染対策として、食事の時間における机の配列を工夫して密を解消することや、一堂に会して行う行事について、時間の短縮、参加人数の制限などの対策を行っています。

【再質問+提案】

高齢者施設でのクラスターでは、専門の感染チームが入って徹底した検証が行われ、担当課は感染防止のビデオを作成し、全施設で研修を行いました。

今回の保育施設でのクラスターにおいても、同様の検証と研修が必要と考えます。同時に、新潟市教育委員では小児感染症の専門家の新潟大学教授の齋藤昭彦さんが委員としていらっしゃいます。保育施設についてのアドバイスが有効だと考えます。いかがでしょうか。

【再質問+提案】

デルタ株感染下においては、玄関から先は関係者以外は立ち入らないことを徹底すべきと考えます。園の事情によっては難しいところもあるかもしれませんが、どうしても中に入る必要がある場合は「検温消毒ディスペンサー」等の購入の補助も考えられますがいかがでしょうか。

さらに大切なことは、保育従事者本人や家族の体調不良があったら無理せずすぐ休むことです。万が一、陽性であっても、休んでいることで濃厚接触者を最小限に抑えることができます。躊躇せずに休む、休ませる配慮やルールの徹底が大切です。すぐに休める働き方の環境整備についてお聞きします。

ウ すぐに休める働き方の環境整備について

■こども未来部長

先にお答えしたとおり、職員が発熱などの症状がある場合は、勤務を避けるよう要請しています。市立保育園・こども園においては、職員が発熱などの感染が疑われる症状がある場合は、特別休暇の対象としています。

私立保育施設においては、それぞれの施設により対応が異なると思われませんが、市からの委託料などについては、職員が発熱などにより出勤できない場合でも、当該職員が出勤しているものとみなして算定しています。

【再質問+提案】

保育対策総合支援事業費補助金として「保育環境改善等事業」があります。園の規模によって金額が50万円から30万円と異なりますが、通常想定していない感染対策に関する業務実施手当、非常勤職員を雇用した場合の賃金にもかかり増し経費として充当できると読み取れます。その活用と周知にたいお聞きします。

保護者支援についてお聞きします。休園になった場合、保護者は仕事を休むことになり、仕事への影響、減収、配置換え、解雇など心配になります。

昨年実施された国の「小学校休業等対応助成金・支援金」制度が再開されることになりました。よく知らない事業者や保護者がいると聞きます。制度再開について事業所や保護者への周知、申請のハードルを下げる説明が必要となります。また、仕事の不

安だけでなく、24時間家で子どもを見ているストレスや虐待防止のためにも相談体制の充実が必要となります。保護者支援についてお聞きします。

(3) 保護者支援について

■こども未来部長

厚生労働省において、昨年度と同様に、新型コロナウイルスに感染した子どもや風邪症状があるなど感染したおそれがある子どもの世話をを行うことが必要になった労働者に、有給の休暇を取得させた事業主に対して小学校休業対応助成金・支援金を交付することが予定されています。詳細は10月中に示される予定であり、この制度を事業者にも周知し促進することで、保護者の負担を軽減させたいと考えています。また、保育施設で感染者が発生した場合、可能な限り速やかで幅広い調査を行うことにより、休園日数を最小限に抑えるよう努めています。

子どもを感染させたくないという心配や不安から、情報収集に走ったり、人を特定し差別偏見に繋がらないとも限りません。おとなの何気ない風評を子どもは聞いています。差別偏見が起きない対策についてお聞きします。

(4) 差別偏見が起きない対策について

■こども未来部長

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染者になりうるものであり、正しい理解のもと、感染者、濃厚接触者やその家族などに対し、偏見、差別につながる行為がないようにする必要があります。また、感染を責める雰囲気広がると、医療機関での受診が遅れたり、感染を隠したりすることにつながりかねないことから、保育施設に対し、これらが生じないよう十分に注意を払うよう配慮を求めています。

さらに、保育施設において感染者が発生した場合には、臨時休園や保育の再開などを保護者に連絡する際、偏見や差別につながらないように、感染者を特定しようとし

たり、噂を広めたりすることがないように各家庭での配慮をお願いしています。

感染対策の徹底、たとえ感染したとしても、保護者や子どもたちにとって最小限の不利益ですむよう、取り組まれることを求めます。

2. 農産物直売所から見る地産地消と園芸振興について

コロナ禍による景気低迷の中でも、食品スーパーなどの売り上げは好調で、特に農産物直売所が注目されています。市内の農産物直売所は小規模のものから JA 直営の大規模なものまで約 120 か所ありますが、昨年 7 月の地方紙では豊栄にある大型の直売場はコロナ禍でも売り上げは 18 億余りと堅調です。同じく昨年 4 月の地方紙には、県内 JA 直営農産物直売場が、この 7 年間で 3.5 倍に売り上げを伸ばし、年間 50 億円を超えたと報じられていました。新潟市農業構想第 4 章の「食料基地からの発信」において地産地消の推進として「直売場の利用促進等、市内への販路拡大」とあります。まず本市の地産地消の取り組みと、コロナ感染拡大の中でも客足を伸ばす農産物直売場の位置づけについてお聞きします。

(1) 本市の地産地消の取り組みと、コロナ感染拡大の中でも客足を伸ばす農産物直売場の位置づけについて

■農林水産部長

地産地消の推進は、「にいがた未来ビジョン」や「新潟市農業構想」に位置づけられており、本市ではこれらの計画に基づき、学校給食における市内産農産物の利用促進や、地産地消を推進する市内小売店・飲食店の認定、市ホームページやパンフレット、SNSを活用した情報発信など様々な事業を行っています。

近年、食の安全・安心に対する意識の向上や、市内産農産物の流通・販路の多様化が進む中で、地産地消の取り組みへの関心が高まっており、その中で農産物直売所は、

新鮮で美味しい農産物を手頃な価格で提供する場であるほか、消費者と生産者を直接結び付ける重要な役割を果たしていると考えています。

農産物直売場は地域で食料が循環する仕組みなので、低迷している食糧自給率の向上や、脱炭素社会に貢献するフードマイレージの減少にもつながります。そこで、以下お聞きします。

(2) 農産物直売所における生産者・消費者相互のメリットについて

ア 生産者と消費者相互の対話型農業による園芸振興と収入増加について

■農林水産部長

議員ご指摘のとおり、農産物直売所は市内の生産者と消費者が直接触れ合うことのできる施設であり、消費者にとっては新鮮で美味しい旬の農産物が手頃な価格で手に入り、生産者にとっては消費者の声を作付けに活かしながら収入増加に繋げるなど、相互にメリットがあると認識しています。また、令和元年度に県が策定した「新潟県園芸振興基本戦略」を基に、本市でも県と連携を図りながら園芸作物の生産拡大を図っており、本市の園芸振興や生産者の収入増加に向けて、農産物直売所の果たす役割は、今後益々重要なものとなってくると考えています。

私は何軒もの直売場の店長さんに聞き取りをさせてもらったのですが、売り場では生産者と消費者、そして店の人が、野菜の出来や美味しさ、次に欲しいものなど話しているのを何度も聞きました。売上好評の背景には、こうした対話型の農業が、カギになっていると実感しました。

ある店長さんは野菜の量と品目が以前より各段に増え、味覚も増した。売上げ 1000 万円の人もいて、500 万円以上の人也大勢いるそうです。園芸は手間はかかりますが、利幅もあり、直売場は園芸振興に大きく寄与していると感じます。

有機農業は消費者ニーズは高く、持続可能な農業として重要です。しかし、手間がかかり割高になります。その促進には、行政からのバックアップが必要です。有機農業の促進と支援について、取り組みをお聞かせください。

イ 有機農業の促進と支援について

■農林水産部長

本市では、環境と人にやさしい農業を推進するため、有機農業に欠かせない、堆肥を使った土づくりや農薬を使わない除草作業などに必要な機械や設備、資材の導入を支援しています。全国的な制度としては、環境保全型農業直接支払いにおいて、環境負荷の低減や温室効果ガスの削減などを目的として、有機農業を含む、環境保全型農業の作付面積に応じた定額支援を行っており、本市でも活用されています。また、農林水産省は本年5月にみどりの食料システム戦略を策定し、令和4年度予算概算要求においても有機農業推進関連予算が計上されていることであり、その動向も注視していく必要があると考えています。

農林水産省は、2050年までにCO₂の排出量0とする中期戦略をまとめました。あわせて「みどりの食料システム戦略」で有機農業の割合を現在の1%から2050年までに25%に増やす目標を掲げました。ぜひ本市も積極的に取り組んでいただきたい。

次は農産物直売場における課題とその対応についてです。

(3) 農産物直売場における課題とその対応について

ア 「にいがた贈ろう！農水産物産地直送支援事業」の再開について

■農林水産部長

消費が低迷するおそれがある市産品を対象に需要喚起のため、昨年度、本市が実施した送料補助は51事業者・60店舗が参加し、発送件数が4万9,254件と多く

の消費者の皆様からご利用いただき、本市農水産物のPRにもなりました。
現在、新型コロナウイルス禍の巣ごもり需要を追い風に、市内の小売店や直売所、ECサイトでは軒並み売り上げが好調であるほか、独自で本市の送料補助キャンペーンと同様の取り組みを行う事業者も複数でしていると聞いています。
こういった事業者が増え、消費者の皆様が自ら市内産農水産物を贈り、市外へ発信していただけるよう取り組んでいきます。

【再質問+提案】

昨年度の支援事業は大変好評で、次は地場産農産物を全国に広げるチャンスと、何人もの店長さんは再開を望んでいます。

前回の送料 1500 円より少額でも、例えば 500 円の送料支援でも米や地場産野菜の詰め合わせセットを送ることができたら需要を掘り起こすことができると提案されていました。

本市は主として生産に必要な農機の補助に力点をおいてきました。今回の補正予算でもスマート農業支援で大型農業を担う人には有益でしょうが、新潟の農業を担う多くが小規模です。作ったものが売れて初めて農業が成り立つのですから、好調な今だからこそ、作ったものを送り出す出口戦略が重要と考えます。再度お考えをお聞きします。

次に、市街化調整区域に設置する販売面積についてです。200 平米になった根拠をお聞かせください。

イ 市街化調整区域に設置する販売面積について

■農林水産部長

市街化調整区域に設置する農産物直売所については、本市独自の直売所設置要綱を設け、駐車場を含む敷地面積を1,000㎡未満とし、床面積を200㎡以下とす

るなどを要件としています。この200㎡という床面積の基準は、都市計画法第34条第1号の規定に基づいて、いわゆる1号店店舗として立地許可される食品店や日用雑貨店の面積要件と同じであり、同面積以下であれば、周辺区域の市街化を促進するおそれがないものと考え、都市計画の開発審査会にお諮りして了承されたものです。

【再質問】

その規制によって困っている直売場の、本市が把握している状況と、相談を受けていたらその対応もお聞かせください。

【再質問+提案】

基準が必要であることは理解しますが、私は直売場に関わる7人の方からお話をお聴きし、その4人が設置基準の拡大を求めています。200平米はコンビニとほぼ同じ面積です。コンビニは商品は箱に入れて重ねてありますが、例えばももやブドウは重ねられずスカイやカボチャは大きくかさばるため、広さが必要です。

ある店長さんが「200平米ではお客さんを制限しても込み合う、狭くてカートが使えない。農家さんが頑張っても引き受けられない。品ぞろえが悪くなる。客足が遠のく。園芸振興というなら頑張っている店と生産者を応援してほしい」と話していました。こうした声は部長も把握していると思いますが、改善策はないのでしょうか。

【再質問+提案】

(2018年9月議会の佐藤正人議員の同様の質問にも篠田市長は同じ答弁) 栃木県の取り組みについて触れ、本市でも取り組みをすすめるべきと聞く

栃木でできてなぜ新潟でできないのか？ニーズがあるのでそれにこたえるために何

が必要なのか？

地産地消の食文化の拡大には 消費者教育の推進が重要と考えます。

(4) 地産地消の食文化の拡大について

ア 消費者教育の推進について

■農林水産部長

本市では、市民が食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することを目的として、新潟市食育推進計画を策定しています。同計画に基づき、食育に取り組む小売店や飲食店と連携し、子育て世代がスーパーの店内で地元野菜を学ぶイベントや旬の食材を使った和食講座など、地産地消に関する取り組みを行ってきました。また、SNSを活用した地元食材の情報発信や、クックパッドと連携した地産地消レシピの掲載を積極的に行っています。有機栽培で作った野菜や果物を含めて、市内産農産物の新鮮さ、品質の良さ、その価値を知ってもらう取り組みを、引き続き進めていきます。

次は学校給食における地場産農産物の使用の拡大についてです。6月議会で同じ会派の竹内議員もにいがた未来ビジョンの位置づけから質問しています。改めてお考えをお聞きします。

イ 学校給食に地場産農産物の使用の拡大について

■農林水産部長

学校給食ではこれまでもJAや地元生産者などの協力を得ながら、地場産農産物の利用が優先になるよう努めているほか、月2、3回実施する地場産推奨献立や郷土料理献立などに市内産の旬の食材を多くを取り入れたり、卸業者から協力を得ながら、旬な地場産青果の種類や価格などの情報を学校などに提供するなど、地場産農

産物の使用拡大に努めています。引き続き、これらの取り組みを進めるとともに、今後予定される地産地消に関するフォーラムに参加するなど、内外の関係機関と連携し、地場産農産物の使用拡大につなげていきます。

【再質問+提案】

「第3次新潟市食育推進計画」の改定にあたって、現在「新潟市食育推進会議」で議論が重ねられていますが、その中でJAの方が何度か興味深い発言されています。例えば「学校給食における地場産物の使用の割合を増やすこと」について、「学校給食で使用するものはA品だが、B品なら時期によっては大量に採れる地場産の農作物もあるので、学校から意見を聞かせてもらい地元野菜を活用してもらいたい」と。ある農家さんから産地と契約栽培を積極的に取り入れてほしいと提案されました。あらかじめ必要な品目の量と時期を農家や農業法人等と契約しておけば、例えばジャガイモやたまねぎ、ブロッコリーやカリフラワーなど大量調達が可能で、農家にとっても安定的な野菜の出荷につながりありがたいとのことでした。地産地消と園芸振興の一挙両得で、検討をする価値はあると思いますがいかがでしょう。

【再質問+提案】

学校給食調理は原則当日仕入れ、当日調理が基本です。規格外の野菜は調理員さんの負担につながるので、規格外の野菜でも調理が可能になる設備の導入やメニュー開発も必要と思います。

最近、直売場などでは皮を剥いたたまねぎや、カットされたカボチャがあり料理の時間短縮になります。地産地消の使用率を進めるには、こうした利用も必要かと思うのですがいかがでしょう。

篠田市政の時に完全米飯給食に大きく舵を切り、米の地産地消は 100%です。私は篠田さんが完全米飯給食を決定したように、中原市長にも地場産農産物の導入に積極的リーダーシップをとっていただきたいと思います。

まずは実行にあたり推進委員会等の組織を作り、モデル的实施の行うことを対案して私の質問を終わります。

3. 性暴力から子どもを守る

内閣府が 2021 年に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると女性の 6.9%14 人にひとり、男性の 1.0%100 人にひとりが、意に反し無理やり性交された経験があると答えています。被害にあった人の多くが誰にも相談せず、警察に通報・相談したケースは女性 6.47%、男性 0%です。このように、性暴力は相談されず、通報されないため社会では知られていませんでした。

2017 年、刑法の性犯罪規定が 110 年ぶりに改正されました。性被害当事者が声を上げ、それに後押しされて各方面の専門家や議員の働きもありました。性交の範囲が拡大され「強姦罪」から「強制性交等罪」となり、被害男性も対象になり、懲役が 5 年以上になり、監護者性交等罪が創設されました。改正は大きな一歩でしたが、積み残された課題も多く、その中の 1 つが、今回取り上げる教職員やコーチなどによる「地位や関係性を利用した性行為」です。子どもへの性暴力を許さない世論の高まりが後押し、6 月 4 日に議員立法「教育職員等による児童生徒性暴力防止法」が成立しました。そこで、教育長に刑法（性犯罪規定）改正の動きと、新法「教育職員等による児童生徒性暴力防止法」制定についての認識を伺います。

(1) 刑法（性犯罪規定）改正の動きと、新法「教育職員等による児童生徒性暴力防止法」制定についての認識を伺う。

■教育長

性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじり心身に生涯にわたって回復し、難しい深刻な影響を及ぼすものであり、児童生徒を守り育てる立場にある教職員が児童生徒に対して性暴力を行うことは、決してあってはならないことです。教育委員会としても、法の制定・改正の動きと軌を一にして、性暴力の根絶を図っていきたいと考えています。

新法は「わいせつ行為」を「児童生徒性暴力」と定義し、同意の有無にかかわらず禁止し、同時に、わいせつ行為で懲戒免職となった教員の免許再取得を都道府県教育委員会が拒絶できるようにしました。これまではわいせつ行為で懲戒免職になり免許を失効しても3年後には申請、再取得、そして現場に立つことが可能でした。処分歴を隠し他自治体で問題を繰り返す教員もいて、対策強化を求める声が強まっていました。文部科学省の「わいせつ行為等に係る懲戒処分等の現状」によると全国の公立学校で2019年度にわいせつ行為等で懲戒処分や訓告を受けた教員は273人に上り、再犯率も高いとされています。

新潟県内では2019年は長岡の小学校長が男子高校生買春の疑いで逮捕された事件、今年6月の市内小学校教諭による児童買春事件が報道されました。わいせつ行為等に係る懲戒処分等の本市の実態についてお聞きします。

(2) わいせつ行為等に係る懲戒処分等の本市の実態について

■教育次長

過去5年間において、平成30年度に1件、校外での盗撮により、懲戒処分を行いました。

【再質問】

先に示した全国のわいせつ行為で懲戒処分を受けた約270件の、被処分者の性別は98.3%が男性、相手の属性は自校の児童生徒や卒業生が約半数、勤務時間内に学校等でわいせつ行為等が行われたものが31.6%、発覚した要因は教職員への相談が

43.9%となっています。

文科省の調査では、児童生徒への性暴力は確実に存在し、その影響は体調不良、自傷行為、自殺企図、非行、性的な言動など、様々な形で表れており、その行為は心身ともに健康に育つ権利と未来をはく奪するものです。

再質問ですが、本市は2018年に1件のみで例年はほぼ0件、ほとんどないということですが、数には上がらなくても、被害児童がいるかもしれないという視点が必要と思いますが、その認識はお持ちでしょうか。

新法「教育職員等による児童生徒性暴力防止法」は子どもへの性暴力の根絶を目的として制定されたものですが、教職員への啓発について具体的な取り組みをお聞きします。

(3) 新法「教育職員等による児童生徒性暴力防止法」を受けた、教職員への啓発について

■教育次長

新法の制定を受け、「綱紀の保持及び服務規律の確保についての指針」を見直し、その周知徹底を学校園に通知しました。今後も引き続き、性暴力の根絶に向け各学校園に対し、校内研修を確実に実施し、当事者意識を向上させるよう啓発していきます。

本市では新法を受け今年6月に「教職員の綱紀の保持及び服務規則の確保のための指針」を改訂し、それに基づき研修をしているとのことですが、コンプライアンスを順守するためには定期的に繰り返し学ぶ必要がありますので、徹底をお願いします。

今までは教職員による性暴力に触れていましたが、実は子どもは様々な人から様々な形態の性暴力にさらされています。警察庁の2020年1月から12月の犯罪統計資料では強制性交等（レイプ）、略取誘拐・人身売買、強制わいせつなどの性暴力等は

0歳から12歳まで（いわゆる小学生まで）総数998件、13歳から19歳いわゆる中高生の年齢で1,737件、合計2,735件。被害者の約9割は女子です。県内でも0歳から12歳が14件、13歳から19歳が18件になっています。この数は犯罪が確定したものであり、不起訴になったものや訴え出ないものも含めると氷山の一角とされています。

新型感染症前の2017年と2020年を比較すると、強制的性交等が大変増えています。0歳から12歳は91件が176件に、13歳から19歳は351件から402件です。また、児童相談所が把握する性的虐待は全国で2,251件、新潟市では11件でした。国際的な研究の場でしばしば引用される統計数値は、女子の3~4人に1人、男子の5~6人に1人が性被害に遭い、加害者の多くは身内や知人、友人です。学校が把握している、子どもへの性暴力被害の実態についてお聞きします。

（4）学校が把握している、子どもへの性暴力被害の実態について

■教育次長

令和2年度、学校が把握し教育委員会に報告のあった子どもの性暴力被害は、ズボン下ろしが大半を占めています。また、プライベートゾーンへの接触、トイレ覗き、SNS利用による性暴力被害は極めて少ない件数で報告されています。全国的には、性暴力被害の報告が多数報告されていることから、学校は、他機関が関わっているが学校には情報が入らない事例があることや、性暴力被害を受けたことを誰にも伝えられないで苦しんでいる子どもがいることに十分留意し、子どもたちに対する心身の観察と信頼関係づくりに日々努めています。

次に子どもへの性暴力被害における学校の対応についてお聞きします。

警察や児童相談所が把握したすべての情報が学校に行くわけではありません。教職員の知らないところで悩んでいる子どもたちがいるという視点で対応にあたっていたきたいと思います。性暴力防止には、まずすべての子どもに、自分の体は大切なこと、誰であっても嫌な触り方をされたらいやと言っていいこと、怖いところから逃げ

ていいこと、秘密を強要されても誰かに相談していいことを知らせる必要があります。予防は最大の防御です。まず防止教育の取り組みについてお聞かせください。

(5) 子どもへの性暴力被害における学校の対応について

ア 防止教育の取り組みについて

■教育次長

学校における性暴力の防止教育では、子どもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、性暴力は決して許されない行動であること、性暴力を受けると心身に深刻な影響があること、子ども自身が性暴力に気付き防止できること、嫌なことをされたら訴えること、SNSには危険性が隠れていることなどについて指導することが大切です。学校は、文部科学省と内閣府が作成した、「生命(いのち)の安全教育実施の手引き」を活用し、発達段階に応じて、性教育や人権教育、情報モラル教育、防犯教育の場で計画的に、これらの指導を行っています。

子どもへのかかわりを丁寧に取り組んでいる本市の対応を評価しています。続いて子どもへのサポート体制についてお聞きします。

イ 子どもへのサポート体制について

■教育次長

学校は、性暴力被害の早期発見のために、子どもが教職員に悩みを相談しやすくなる信頼関係づくりに努めています。また、各種調査や教育相談を定期的に行い、子どもがSOSを出しやすい環境を整備しています。更に、周りの人に話しにくいと感じている子どものために、学校外の相談ダイヤルも周知しています。

学校が子どものSOSを認知した時には、事案が性暴力の疑いの段階であっても、重大な事案と捉え、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどを含めて組織的に取り組んでいます。また、被害を受けた子どもへの聴き取

りや安全な場所の確保、心身のケアを行う場合には、警察、児童相談所、病院などから専門的なアドバイスを得て、保護者と連携しながら、心身の影響と社会的影響に十分に配慮して対応しています。

【再質問と提案】

性暴力被害については専門的な対応が必要です。しかし、専門家に任せるから私には関係ない、のではありません。

先の文科省の調査では教職員への相談が発覚の約半数を占めています。子どもがまず話すのは担任や信頼を置いている身近な先生です。ですから性暴力の持つ特殊性をぜひ教職員の皆さんには知っておいていただきたい。嘘をついたり、打ち消したり、加害者をかばうかもしれません。おとなの顔色を見て順応し、話を変えるかもしれません。それらは全て性暴力を受けた子どもたちの正常な反応であることを理解し、話を聴いていただきたい。話を聴いたその最初の対応が子どもの人生を変えることになるかもしれません。

再質問ですが、先生方は被害を最小限度にとどめることができる存在です。教職員の皆さんにも基本的に知っておいてほしいことだと思うのですが、いかがでしょう。

新法ができたことで、更に子どもを性暴力から守り、学校が子どもにとって安心な場所であることをこれからも期待しています。

4 養育費の確保支援の取り組みについて

養育費の受給者は本市の努力もあり、3年前の2017年22%から2020年約27%になり、5%上がっています。と言ってもやはり4人に1人しか養育費をもらっていない状況の改善が必要です。私は「養育費の支払いは民法で定められる生活保持義務である」と何度か訴えてきました。「一膳のご飯しか残っていないとしても、それを分かち合う」と例えられ、「お金がないから払わない」ことは許されず、「どうせ支払ってもらえない」と諦めることでもありません。

何度もこの問題を質問してきたが、今回は県が大きく動き出したことを受けて本市も取り組みを加速すべきと考え質問します。国の支援事業の一環として、今年度、新潟県も「養育費確保支援事業」を開始しました。

私の2月議会での質問に対し、部長は「養育費をきちんと受け取るためには、家事調停や公正証書により取り決めをしておくことが重要であり、検討していく」と答弁しています。本市の養育費の確保支援の取り組みについてお聞きします。

■こども未来部長

養育費は、親として経済的な責任を果たし、子どもの成長を支えるものとして重要であると認識しています。本市では、市のホームページに養育費に関する相談場所や方法などの情報を掲載しているほか、各区役所の窓口で法務省が市民向けに作成したパンフレットを設置するなど周知に努めています。本来、国において一定の強制力を持った法整備や全国一律の支援制度を構築することが必要と考えますが、本市としても、他都市の実施状況などを踏まえ、養育費の確保につながる取り組みを積極的に検討していきます。

【再質問】

ところで、県事業には大きくは2つの課題があります。

1つは、補助対象に公証人手数料（1万円～2万円）が含まれていないことです。ほとんどの自治体は「手数料」そのものを補助対象としていますが、除外しているのは新潟県のみです。

2つは、家事調停等への支援に触れていないことです。夫婦での話し合いが難しい場合、家事調停を申し立て親権や養育費等の取り決めを行います。調停申立手数料等の補助も対象にし、公正証書と家事調停という現実に応じた支援を明確にするべきと考えます。

そのためには県事業の検証、他都市の聞き取り、養育費支援を行っている関係団体、専門家、NPOとの協働テーブルを持つ必要があると考えますが、いかがでしょうか。

財政事情が厳しい中、新規事業の立ち上げを検討されていくことに期待したいところです。本市においては、県の事業をコピーするのではなく、真に利用者の利益につながる制度となるよう早急に制度設計を考えてほしいと思います。